



代議員選挙規程

平成 29 年 11 月 28 日 第 5 回理事会承認

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款（以下、「定款」という）第 5 条の規定に基づき、代議員の選挙について必要な事項を定め、公正かつ円滑に選挙を実施することを目的とする。

(選挙)

第 2 条 代議員の選任をおこなうため、正会員による選挙をおこなう。

(代議員の定数)

第 3 条 代議員の定数は、定款で定めた数とする。

(選挙管理委員会)

第 4 条 第 1 条選挙を公正に執行管理するため、理事会により会員の中から選任された委員 5 名による選挙管理委員会を置く。委員長は、委員の中から互選により決定する。

- 2 理事会は、次期代議員の任期に合わせて適切な時期に必要な事務をおこなうよう選挙管理委員会を発足させ、選挙管理委員会は選挙に必要な事務をおこなう。
- 3 理事は選挙管理委員を兼任しない。

(候補者の推薦)

第 5 条 第 1 条代議員の候補者は、各部会・支部の推薦する正会員、または正会員 30 名以上の推薦する正会員とする。推薦者は複数の候補者を推薦することができる。

- 2 各部会・支部の推薦候補者数は、原則として選挙実施年度の前年度末の各部会・支部の所属会員数に応じて配分し、選挙管理委員会が割り当てる。
- 3 選挙管理委員会の委員は、候補者になることができない。

(投票)

第 6 条 投票用紙は、正会員に配布する。

- 2 正会員は、投票用紙に記載した候補者氏名の中から信任とする者を確認し、学会事務局に返送することにより投票をおこなう。
- 3 書面による投票に代えて投票の一部または全部を Web 上での電子投票により実施することができる。
- 4 有効投票総数の 2 / 3 以上の信任投票のあった者を当選者とする。

(選挙結果の報告)

第7条 選挙管理委員長は、代議員の選挙後、その結果をすみやかに会員および理事会に報告しなければならない。

(例外処理)

第8条 この規程および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、選挙管理委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。

(改定)

第9条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定する。

附則

- 1 昭和12年1月27日 第419回理事会制定
- 2 改定履歴
 - ① 平成12年5月24日 第42回通常総会承認
 - ② 平成13年11月27日 第438回理事会承認
 - ③ 平成16年12月16日 定款変更により評議員から代議員に名称変更
 - ④ 平成22年10月1日 第512回理事会承認
 - ⑤ 平成23年3月22日 第515回理事会承認
 - ⑥ 平成25年11月26日 第4回理事会承認
 - ⑦ 平成26年1月30日 第5回理事会承認
 - ⑧ 平成28年5月24日 第8回理事会承認
 - ⑨ 平成29年11月28日 第5回理事会承認

附則

- 1 平成22年10月1日改定の規程は、新法人認可申請日から施行する。(新法人認可申請日以降に本規程に基づき選挙等をおこなうことができるものとする。新法人の最初の代議員の任期は、一般社団法人としての登記日からとする。)
- 2 平成23年3月22日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成25年11月26日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成26年1月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 平成28年5月24日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 平成29年11月28日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。